

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正・改正項目（2023. 4. 20）

ページ	修正部分	修正前	修正後
1-19	表の条項及び所管	(条項) ・16 条項 第8条 (課名の変更) ・11～12 所管 都)市街地整備部宅地課	(条項) ・16 条項 第10条 (課名の変更) ・11～12 所管 都)市街地整備部開発指導課
1-22	表の所管	(課名の変更) ・14 所管 都)市街地整備部宅地課	(課名の変更) ・14 所管 都)市街地整備部開発指導課
1-25	表の届出・連絡先	(課名の変更) ・札幌市がけ附近における建築物の建築に関する指導要綱の欄 届出・連絡先 都)市街地整備部宅地課	(課名の変更) ・札幌市がけ附近における建築物の建築に関する指導要綱の欄 届出・連絡先 都)市街地整備部開発指導課
1-62	記載要領7	(課名の変更) ・市街地整備部区画整理事業課	(課名の変更) ・市街地整備部区画整理事業担当課
1-68	表の担当部署	(課名の変更) ・令9条九 担当部署 都)宅地課 ・令9条十二 担当部署 都)宅地課 担当部署 区画整理事業課	(課名の変更) ・令9条九 担当部署 都)開発指導課 ・令9条十二 担当部署 都)開発指導課 担当部署 区画整理事業担当課
2-99	②(2)	(課名の変更) ・札幌市都市局市街地整備部宅地課	(課名の変更) ・札幌市都市局市街地整備部開発指導課
2-120～ 2-121-1	ページ全体	(説明の追記・変更)	(説明の追記・変更) 有効な措置の例、落下防止機能を備えた屋根材の使用及び図面への明示について追記するとともに、「雪止め等の設置を要する建築物」を「有効な措置を講ずる必要がある建築物」に変更